

インドネシア商標法について



作成 2015年 9月10日
改訂 2017年11月17日
改訂 2020年12月10日

0. はじめに

インドネシアは、人口約 2.47 億人で世界第 4 位（2012 年）の国である。

日本は長年にわたりインドネシアに対する最大の政府開発援助供与国であり、日本とインドネシアとの貿易では、非石油・ガス部門だけでも、輸出入の両面で最大の貿易国の一つである。2013 年のインドネシアの対日輸出は 2 兆 3,180 億円で国別輸出総額第 1 位、対日輸入は 1 兆 6,618 億円で第 3 位である。日本のインドネシアからの主な輸入品は、石油・液化天然ガス、石炭、鉱物資源、エビ、パルプ、繊維及び繊維製品、一般機械、電気機器等で、特に、インドネシアは日本にとって重要なエネルギー供給国であり、日本のエネルギー輸入に占めるインドネシアの割合は石炭：20%（第 2 位）、液化天然ガス：12%（第 4 位）となっている。他方、日本からインドネシアへの主な輸出品は、一般機械及び部品、プラスチック等化学製品、鉄鋼、電気機器、電子部品、輸送機械及び自動車部品となっている。日系企業も 1,496 社が進出しており（2014 年 3 月時点）、日本にとって重要な市場となりつつある。

海外進出を進める上では、現地の法制を理解しておくことが肝要であり、とりわけ知的財産法に関しては、もともと法改正が盛んな分野であり、また模倣品被害が深刻な問題となることからその重要性は高い。

2016 年 10 月 27 日付で商標法の改正が可決し、商標の定義の拡大（立体商標・音商標・ホログラム商標が登録可能に）等の改正が行われた。

★2018/1/2 より発効

【インドネシアがマドリッド制度へ加盟しました】

【全 7 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

